平成３０年（フ）第６５７号
東京都町田市木曽東２丁目11番41―405号
債務者　宇山　道子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６６６号
東京都国立市北３丁目１番の１　10―1204
債務者　安座間喜雄
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１７５号
静岡県袋井市堀越1548番地ベルコーポ103号室、前住所静岡県袋井市富里227番地の７
債務者　榊原　龍弥
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１７６号
静岡県磐田市豊岡6160番地２ファミールＯＴＡ―103号室、前住所静岡県袋井市富里227番地の７
債務者　榊原　三鈴
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２２７号
静岡県浜松市東区笠井町1163番地の１カーサイノグチ205
債務者　山下　裕司
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第９４３号
さいたま市浦和区仲町２丁目15番４号
破産者　ランズクリーク株式会社
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７９３号
埼玉県川口市戸塚南１丁目９番20―103号
破産者　株式会社信建
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５３号
千葉県八街市八街ほ1030番地101アリス八街第２―201号
破産者　山本　洋光
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第７３８号
埼玉県ふじみ野市北野１丁目９番９号
破産者　株式会社ビジネスサポート
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７４６号
埼玉県所沢市大字南永井497番地の４
破産者　株式会社ＪＵＳＴＹ
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１３０号
東京都立川市一番町３丁目30番地の８
破産者　有限会社多摩エイケン
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１３１号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート20棟1003号
破産者　横山みつゑ
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１７４号
東京都稲城市若葉台４丁目33番地ビューコート若葉台３―304
破産者　伊藤　美通
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２０２号
東京都昭島市美堀町５丁目５番７―346号
破産者　酒井　美帆
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４６５号
神奈川県平塚市岡崎1616番地の２
破産者　有限会社びゆあポーク
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４６６号
神奈川県平塚市岡崎1624番地
破産者　株式会社湘南びゆあ
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１４号
新潟市西蒲区巻甲3850番地２
破産者　有限会社新ときわ
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１０号
岐阜県各務原市各務おがせ町９丁目133番地
破産者　後藤自動車株式会社
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所